

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

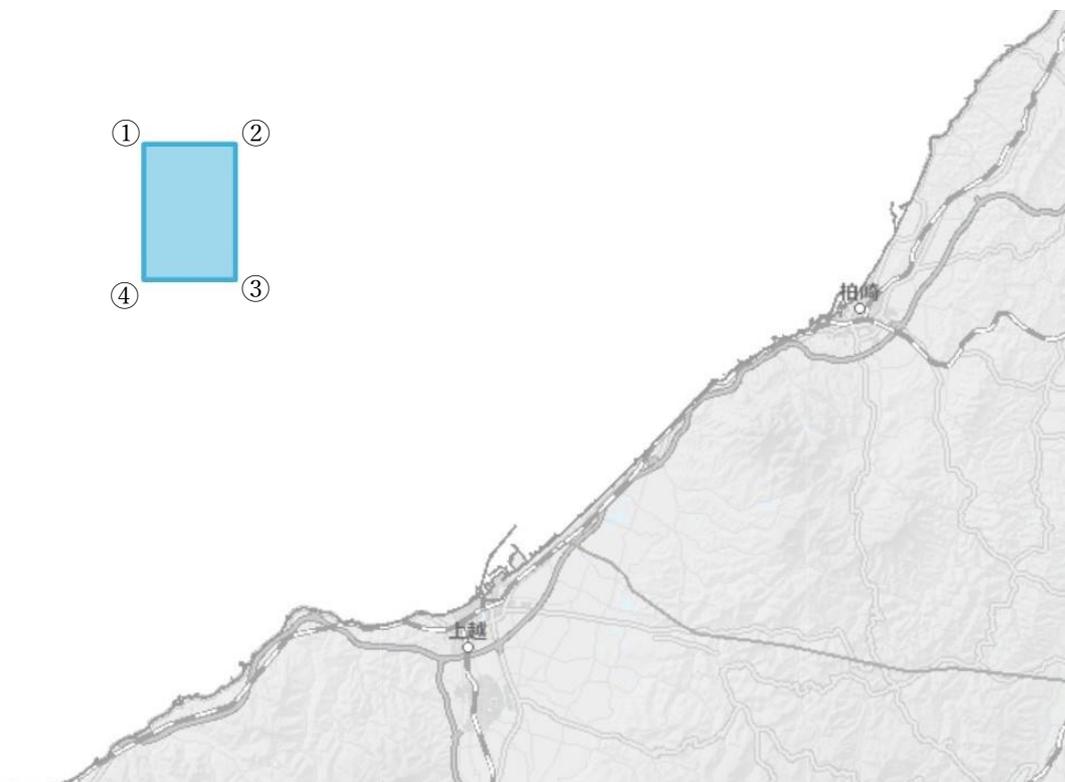
令和 7 年 7 月 22 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - （1）名 称 国立研究開発法人産業技術総合研究所
 - （2）住 所 茨城県つくば市小野川 16-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - （1）区 域 別添付図のとおり
 - （2）期 間 令和 7 年 8 月 17 日～9 月 3 日
- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査
- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）
第六条に定める標識を掲揚

付図



No	緯度			経度		
1	37 °	28 ′	48 ″	137 °	58 ′	12 ″
2	37 °	28 ′	48 ″	138 °	02 ′	42 ″
3	37 °	23 ′	24 ″	138 °	02 ′	42 ″
4	37 °	23 ′	24 ″	137 °	58 ′	12 ″

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan